第七条第一項中「及び都市職員共済組合」の下に「（以下「指定都市職員共済組合等」という。）」を加える。

第十条第一項第一号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第十二条第二項中「、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「等」に、「預託金管理経理。次条第一項」を「厚生年金保険預託金管理経理及び退職等年金預託金管理経理。第十三条第一項」に改め、同項第一号中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（応募又は買入れの方法により取得する有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第十二条の二　令第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める有価証券は、地方公共団体金融機構の発行する債券のうち、応募又は買入れの方法によらず組合が引き受けることとされているものとする。

（資金の運用の特例）

第十二条の三　組合（指定都市職員共済組合等を除く。）は、令第十六条の二第一項各号に掲げる方法によるほか、厚生年金保険給付組合積立金等資金（令第十六条第一項に規定する厚生年金保険給付組合積立金等資金をいう。）及び退職等年金給付組合積立金等資金（令第十六条第一項に規定する退職等年金給付組合積立金等資金をいう。）を地方公務員共済組合連合会に預託して運用することができる。

第十三条第一項第一号中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に改める。

第二十五条中第十三号を第十六号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の三中「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託金管理経理」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　退職等年金預託金管理経理における当該事業年度の資金計画及び資産の構成割合

第二十五条中第四号の二を第五号とする。

第三十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「掛金」を「掛金等（掛金及び組合員保険料をいう。以下同じ。）」に改める。

第六十五条第四項中「、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（以下「指定都市職員共済組合等」という。）」を「等」に改める。

「第三章　組合員」を「第三章　組合員等」に改める。

第九十条の見出しを「（組合員原票）」に改め、同条第一項中「得喪及び被扶養者に関する事項、次条第一項の規定により提出を受けた報告書及び履歴書による組合員期間の計算に関する事項」を「取得及び喪失の年月日、住所、被扶養者に関する事項、標準報酬の月額、標準期末手当等の額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　組合は、第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である組合員については、前項の組合員原票に当該第三号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額（以下「厚生年金保険の標準報酬月額」という。）及び同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額（以下「厚生年金保険の標準賞与額」という。）並びに当該厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。次条において同じ。）の支払年月を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

第九十条第三項中「第四十条第二項ただし書」を「第五十七条第一項第二号」に、「組合員給料等記録簿、次条第一項の規定により提出された履歴書」を「第九十二条第一項の規定により提出された組合員期間等証明書」に改め、同条第四項中「次条第二項」を「第九十一条第二項」に改め、「、組合員給料等記録簿」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（厚生年金保険法による被保険者に関する原簿）

第九十条の二　第三号厚生年金被保険者（第三号厚生年金被保険者であつた者を含む。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、組合員原票をもつて同条に規定する原簿とみなす。この場合において、同条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第三号厚生年金被保険者の基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

二　第三号厚生年金被保険者の生年月日及び住所

三　厚生年金保険法の規定による標準賞与額の決定の基礎となつた賞与の支払年月

第九十一条を次のように改める。

（組合員となつた者の年金加入期間等報告）

第九十一条　初めて組合員となつた者（国の組合の組合員であつた者で初めて組合員となつたもの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。）若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間（同法第七十八条の十四第四項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。）を有する者若しくは国の組合員たる離婚時みなし被保険者期間（同法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。）若しくは国の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間（同法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。）を有する者で組合員となつたものを除く。）は、そのつた際、次に掲げる事項を記載した年金加入期間等報告書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名、生年月日、所属機関の名称及び基礎年金番号

二　年金加入期間等（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいう。）

三　組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は国の組合員たる離婚時みなし被保険者期間

四　組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間又は国の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間

五　その他必要な事項

2　一の組合の組合員であつた者で再びもとの組合又は他の組合の組合員（組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）となつたもの（国の組合の組合員であつた者で引き続くことなく組合員となつたもの、国の組合員であつた者で組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するものの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者（組合員期間を有する者を除く。）若しくは国の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは国の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十八条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）で組合員（組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）となつたものを含み、退職することなく引き続き他の組合の組合員となつたものを除く。）は、当該組合員となつた際、その旨を記載した前項の報告書を組合に提出しなければならない。

第九十一条の次に次の四条を加える。

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第九十一条の二　組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者（組合員期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する届書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。第三項において同じ。）に提出しなければならない。